

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する
規則（案）

（川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「道徳」の次に「、外国語活動」を加える。

第11条の見出し中「管理」を「届出等」に改め、同条中「するときは」の次に「、あらかじめ教育委員会に届け出るとともに」を加える。

第12条第2項第4号中「生徒の生活の指導その他の」を削る。

（川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「及び教科以外の教育活動のうちホームルーム及びクラブ活動」を「、総合的な学習の時間及び特別活動」に改める。

第14条第1項中「教科用図書」の次に「（以下「準教科書」という。）
、教科書又は準教科書と併せて使用する副読本及び各種学習帳の類」を加える。

第20条第2項第4号中「生徒の生活の指導その他の」を削る。

第23条（見出しを含む）中「主査」を「担当係長」に改める。

（川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「道徳」の次に「、外国語活動（小学部に限り、知的障害者を教育する場合を除く。）」を加える。

第13条の見出し中「管理」を「届出等」に改め、同条中「するときは」

の次に「、あらかじめ教育委員会に届け出るとともに」を加える。

第17条第2項に次の1号を加える。

(9) 特別支援教育の地域支援に関する事項

第18条第1項に次の1号を加える。

(9) 前条第2項第9号に係る組織 地域支援主任

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学校における補助教材の取扱い等について、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第5号</p>	<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第5号</p>
<p>(第1条～第5条 略)</p>	<p>(第1条～第5条 略)</p>
<p>(教育課程の編成)</p>	<p>(教育課程の編成)</p>
<p>第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。 2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。 2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p>
<p>(1) 各教科、道徳、<u>外国語活動</u>及び総合的な学習の時間の学年別授業時数 (2) 特別活動の種類及びその授業時数</p>	<p>(1) 各教科、道徳及び総合的な学習の時間の学年別授業時数 (2) 特別活動の種類及びその授業時数</p>
<p>(第7条～第10条 略)</p>	<p>(第7条～第10条 略)</p>
<p>(教材の<u>届出等</u>)</p>	<p>(教材の<u>管理</u>)</p>
<p>第11条 校長は、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、<u>あらかじめ教育委員会に届け出るとともに</u>、当該教材の名称、価格等について記録し、当該記録を保管しなければならない。</p>	<p>第11条 校長は、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、当該教材の名称、価格等について記録し、当該記録を保管しなければならない。</p>
<p>(1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本 (2) 各種学習帳の類 (分掌組織)</p>	<p>(1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本 (2) 各種学習帳の類 (分掌組織)</p>
<p>第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>	<p>第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>
<p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る</p>	<p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る</p>

改正後	改正前
<p>組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第4号及び第5号に係る組織にあつては中学校に限る。)ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童生徒の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第4号及び第5号に係る組織にあつては中学校に限る。)ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童生徒の保健管理に関する事項</p> <p>(4) <u>生徒の生活の指導その他の</u>生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号</p>	<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号</p>
<p>(第1条～第9条 略)</p>	<p>(第1条～第9条 略)</p>
<p>(教育課程の編成)</p>	<p>(教育課程の編成)</p>
<p>第10条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。 2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告するものとする。 各教科に属する科目、<u>総合的な学習の時間及び特別活動</u>の学科別、学年別授業時数</p>	<p>第10条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。 2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告するものとする。 各教科に属する科目 <u>及び教科以外の教育活動のうちホームルーム及びクラブ活動</u>の学科別、学年別授業時数</p>
<p>(第11条～第13条 略)</p>	<p>(第11条～第13条 略)</p>
<p>(教材の届出)</p>	<p>(教材の届出)</p>
<p>第14条 校長は、教科書の発行されていない教科に属する科目の主たる教材として使用する教科用図書 <u>(以下「準教科書」という。)</u>、<u>教科書又は準教科書と併せて使用する副読本及び各種学習帳の類</u>を選定したときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第14条 校長は、教科書の発行されていない教科に属する科目の主たる教材として使用する教科用図書を選定したときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(第15条～第19条 略)</p>	<p>(第15条～第19条 略)</p>
<p>(分掌組織)</p>	<p>(分掌組織)</p>
<p>第20条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。 2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る</p>	<p>第20条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。 2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る</p>

改正後	改正前
<p>組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。)ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 生徒の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。</p> <p>(第21条～第22条 略)</p> <p>(課長補佐、事務長、<u>担当係長</u>及び主任)</p> <p>第23条 学校に課長補佐、事務長、<u>担当係長</u>及び主任を置くことができる。</p> <p>2 課長補佐、事務長、<u>担当係長</u>及び主任は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。</p> <p>3 課長補佐、事務長及び<u>担当係長</u>は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>4 主任は、校長の監督の下に課長補佐及び事務長を補佐し、担当事務を処理する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。)ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 生徒の保健管理に関する事項</p> <p>(4) <u>生徒の生活の指導その他の</u>生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。</p> <p>(第21条～第22条 略)</p> <p>(課長補佐、事務長、<u>主査</u>及び主任)</p> <p>第23条 学校に課長補佐、事務長、<u>主査</u>及び主任を置くことができる。</p> <p>2 課長補佐、事務長、<u>主査</u>及び主任は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。</p> <p>3 課長補佐、事務長及び<u>主査</u>は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>4 主任は、校長の監督の下に課長補佐及び事務長を補佐し、担当事務を処理する。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第3号</p> <p>(第1条～第8条 略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第9条 学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程は、学習指導要領の基準により、それぞれ、校長が編成する。</p> <p>2 学校の幼稚部の教育課程は、幼稚部教育要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>3 校長は、前2項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 小学部及び中学部にあつては、各教科、道徳、<u>外国語活動(小学部に限り、知的障害者を教育する場合を除く。)</u>、総合的な学習の時間(小学部にあつては、知的障害者を教育する場合を除く。)、特別活動及び自立活動の部別並びに学年別の授業時数</p> <p>(2) 高等部にあつては、各教科、各教科に属する科目(知的障害者を教育する場合を除く。)、特別活動(知的障害者を教育する場合は、道徳及び特別活動)、自立活動及び総合的な学習の時間の科別並びに学年別の授業時数</p> <p>(3) 幼稚部にあつては教育課程の内容</p> <p>(第10条～第12条 略)</p> <p>(教材の<u>届出等</u>)</p> <p>第13条 校長は、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、</p>	<p>○川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第3号</p> <p>(第1条～第8条 略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第9条 学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程は、学習指導要領の基準により、それぞれ、校長が編成する。</p> <p>2 学校の幼稚部の教育課程は、幼稚部教育要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>3 校長は、前2項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 小学部及び中学部にあつては、各教科、道徳、総合的な学習の時間(小学部にあつては、知的障害者を教育する場合を除く。)、特別活動及び自立活動の部別並びに学年別の授業時数</p> <p>(2) 高等部にあつては、各教科、各教科に属する科目(知的障害者を教育する場合を除く。)、特別活動(知的障害者を教育する場合は、道徳及び特別活動)、自立活動及び総合的な学習の時間の科別並びに学年別の授業時数</p> <p>(3) 幼稚部にあつては教育課程の内容</p> <p>(第10条～第12条 略)</p> <p>(教材の<u>管理</u>)</p> <p>第13条 校長は、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、</p>

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、<u>あらかじめ教育委員会に届け出るとともに</u>、当該教材の名称、価格等について記録し、当該記録を保管しなければならない。</p> <p>(1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本</p> <p>(2) 各種学習帳の類</p> <p>(第14条～第16条 略)</p> <p>(分掌組織)</p>	<p>次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、当該教材の名称、価格等について記録し、当該記録を保管しなければならない。</p> <p>(1) 教科書又は準上箇所と併せて使用する副読本</p> <p>(2) 各種学習帳の類</p> <p>(第14条～第16条 略)</p> <p>(分掌組織)</p>
<p>第17条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。）ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童等の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒の生活指導その他の生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</p> <p>(7) 部の校務に関する事項</p> <p>(8) 自立活動に関する事項</p> <p><u>(9) 特別支援教育の地域支援に関する事項</u></p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(校務の分掌等)</p>	<p>第17条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く（第2号に係る組織にあつては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあつては2以上の学科を置く学校に限る。）ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p> <p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p> <p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(3) 児童等の保健管理に関する事項</p> <p>(4) 生徒の生活指導その他の生徒指導に関する事項</p> <p>(5) 生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</p> <p>(6) 専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</p> <p>(7) 部の校務に関する事項</p> <p>(8) 自立活動に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(校務の分掌等)</p>

改正後	改正前
<p>第18条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p> <p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p> <p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p> <p>(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任</p> <p>(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任</p> <p>(6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任</p> <p>(7) 前条第2項第7号に係る組織 部主任</p> <p>(8) 前条第2項第8号に係る組織 自立活動主任</p> <p><u>(9) 前条第2項第9号に係る組織 地域支援主任</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第19条の2に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。</p> <p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第18条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p> <p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p> <p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p> <p>(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任</p> <p>(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任</p> <p>(6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任</p> <p>(7) 前条第2項第7号に係る組織 部主任</p> <p>(8) 前条第2項第8号に係る組織 自立活動主任</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第19条の2に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。</p> <p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p> <p>(以下 略)</p>